

課題カテゴリ 事業化・収益拡大

01 官公需情報ポータルサイト



展示会・マッチング

国や独立行政法人、地方公共団体などがインターネット上で提供している入札情報を、中小企業の皆様が簡易に検索・閲覧することができます。例えば、「物件・工事・役務」といった受注内容の別や、納品や工事場所などの「地域」別など、個別のニーズに応じて入札情報を検索することができます。

<利用ケース(例)>

国や独立行政法人、地方公共団体との取引を拡大したい。

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細は問い合わせ先までご確認ください。

<問い合わせ先>

中小企業庁 MAIL.bzl-smea-kankouju@meti.go.jp



課題カテゴリ 事業化・収益拡大

02 中小企業販路拡大事業支援補助



補助金・助成金

区が認定した商工関係団体に所属する中小企業者が、販路拡大のために自社の製品、技術又はサービス等を展示会（オンライン開催を含む）に出展する事業に係る経費の一部を補助します。

【補助率・補助上限額】

補助率：2/3、補助上限額：10万円（要件を満たす場合は20万円）

【補助対象経費】

出展小間料

＜利用条件＞

- ① 区の認定する商工関係団体に所属していること。
- ② 区内に登記上の本店所在地（個人事業主の場合は、主たる事業所）と営業実態があること

【区の認定する商工関係団体一覧】

団体名	連絡先	URL
東京商工会議所千代田支部	03-5275-7286	https://www.tokyo-cci.or.jp/chiyoda/
一般社団法人東京中小企業家同友会千代田支部	03-3261-7201	http://www.chiyoda-doyu.jp/
千代田区商工業連合会	03-5244-5135	https://chiyoda-shokoren.com/

＜要件＞

次のいずれかの要件を満たしている場合は、補助上限額が20万円になります。

- ・申請時において、創業から10年以内であること。
- ・申請時において、千代田ビジネス大賞のいずれかの賞を受賞してから1年以内であること。

＜申請方法＞

① 事前相談（任意）

支援事業の対象となるかお気軽にお問い合わせください。

② 展示会に出展

自社名を表示し、当日の出展状況を写真で記録してください。

③ 申請

申請書類を確認し、作成の上、ご提出ください。

④ 交付決定

審査の上、補助金の交付を決定します。

⑤ 補助金の交付

請求書受領後、補助金を交付します。

申請書類

- ① 補助金交付申請書（第3号様式）
- ② 補助事業実績等報告書（第3号の5様式）
- ③ 会社概要の分かるもの
- ④ 履歴事項全部証明書（開業届出書）の写し
- ⑤ 法人都民税、法人事業税・特別税（特別区民税・都民税、個人事業税）納税証明書の写し
- ⑥ 展示会の概要および出展小間料の支払を証する書類
- ⑦ 出展状況の確認できる写真
- ⑧ 千代田ビジネス大賞の要件を満たす場合は、受賞を確認できるもの

＜問い合わせ先＞

千代田区地域振興部商工観光課商工振興係
〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館8階
TEL.03-5211-4185 FAX.03-3261-5908
MAIL.shoukougankou@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ 事業化・収益拡大

03 東商千代田ビジネスフェア



展示会・マッチング

魅力ある企業同士の出会いの場として異業種交流会を開催します。

内容は、ビジネスに役立つ基調講演や自社紹介、自由交流を予定しています。事前に参加者の皆さまには「プロフィールシート」をご提出いただき、当日、参加者の皆さまに配布します。これまで出会ったことがない企業との新たな出会いの場としてご活用いただけます。

<利用条件>

- ・ 自社について区内企業に幅広くPRしたい企業
 - ・ 区内の多様な業種間でPRしたい企業
 - ・ 業務提携やアライアンスなど幅広い出会いを求めている企業
- ※千代田区内企業を優先受付します。

<開催時期>

2023年12月頃（予定）

※詳細は東京商工会議所マイページ

(<https://myevent.tokyo-cci.or.jp/>)にて、追ってお知らせします。

※申込みには東商マイページのユーザー登録が必要です。

<参加費>

無料

※東商マイページのユーザー登録を完了すれば、東京商工会議所の会員でない方も参加可能です。



<申請方法>

① エントリー

東商マイページ(ユーザー登録の必要あり)から必要事項を入力の上、申込み

② プロフィールシート提出

事務局から送られてくるプロフィールシートを記入し、提出

③ 当日参加

自社PRや、参加者間の交流を行う

<問い合わせ先>

東京商工会議所千代田支部

〒101-0051 千代田区神田神保町3-19 ダイナミック・アート九段下ビル(2階)

TEL.03-5275-7286 FAX.03-5275-7287 MAIL.chiyoda@tokyo-cci.or.jp



課題カテゴリ 事業化・収益拡大

04 中小企業ニューマーケット開拓支援事業



展示会・マッチング

都内中小企業が開発した優れた製品、技術、サービスについて、大手民間企業等で開発・製造・営業経験等を豊富に有する人材がビジネスのノウハウを共有し、売れる仕組み及び販路開拓に係る支援を行います。

【マーケティング戦略策定支援事業】

事業戦略策定等の経験を有する大手民間企業のOB人材(マーケティングオーガナイザー)と相談し、マーケティング戦略を策定します。

【販路開拓実践支援】

豊富な営業経験や製品開発の経験を有するOB人材(ビジネスナビゲータ)の蓄積されたノウハウや企業ネットワークを活用して実践的な販路開拓支援を行います。

〈問い合わせ先〉

公益財団法人東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階
TEL.03-5822-7234 MAIL.hanro@tokyo-kosha.or.jp



課題カテゴリ 事業化・収益拡大

05 海外企業連携プロジェクト



展示会・マッチング

海外市場へ直接的な投資と比べて負担の少ない海外企業との業務提携や技術提携等により海外展開支援を行い、ASEANを中心とした事業拡大に向けた支援を行います。

●セミナーの開催(製造業・サービス業)

専門家による講義や事例紹介等の情報提供、普及啓発を目的としたセミナーを実施します。

●個別マッチング支援

海外企業連携ナビゲータが、海外ビジネスで培った経験をもとに、公社タイ事務所、サポートデスク、関係機関と協力して、現地ローカル企業等の紹介を行います。

●展示会の活用(海外・日本国内)

主にタイ、インドネシア、ベトナム展示会出展を通じて連携先開拓のサポートをします。

<利用条件>

- ①東京都内に本社もしくは支店等(登記がされていること)がある中小企業であること
- ②連携を目指す商品・サービスについて国内または海外において販売・導入実績があること
- ③プロジェクトで取り扱う対象が自社開発商品・サービス・技術等であること

<利用ケース(例)>

自社や新たな商品の販路を開拓しビジネスチャンスを拡大させたい場合。

<問い合わせ先>

公益財団法人東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階
TEL.03-5822-7241



課題カテゴリ 事業化・収益拡大

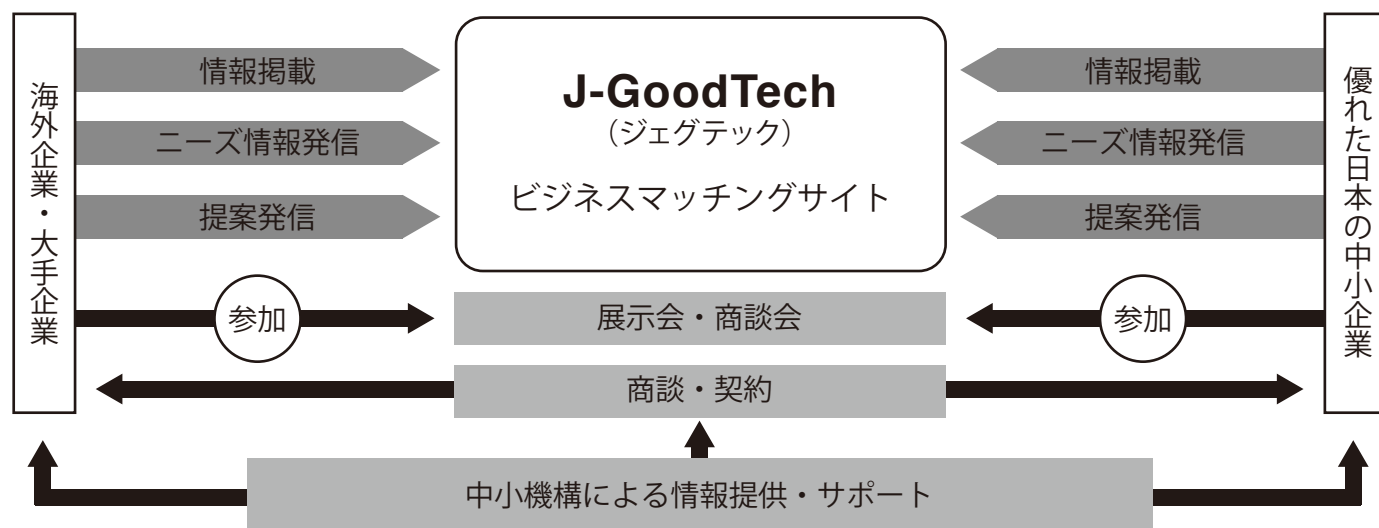
06 J-GoodTech(ジェグテック)



展示会・マッチング

ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech(ジェグテック)」を活用し、優れた製品・技術・サービス等を有する日本の中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携等を支援します。

イメージ図



ウェブサイト上での登録企業の情報検索、自社の製品・技術・サービス情報の発信、登録企業間でのビジネスコミュニケーションに加え、商談会の開催や専門家による仲介サポート等の支援を効果的に組み合わせることで効率的なマッチングを実現し、中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携を支援します。

<利用条件>

【対象企業】

国内外での技術提携や販路開拓など、広く事業展開を目指す中小企業

【対象業種】

- ①製造業・建設業…製造業・建設業または情報サービス業としての固有の技術を持っている企業(製造企画関連、ソフトウェア関連を含む)
- ②流通業…卸売業(生産財・消費財を扱う)、専門商社
- ③サービス業…対事業所向けサービスを営む企業で、主に「モノ」を対象とするサービス業(貨物輸送、倉庫・保管、据付・修理・保全等)および「情報」を対象とするサービス業(情報処理、販売促進・広告等)

<ご利用方法:登録手続きの流れ>

①確認

ジェグテックWebサイトの新規登録ページをご覧ください。

②申請

お申込みページに、自社の企業情報等を入力してください。

③登録可否決定

独立行政法人中小企業基盤整備機構で審査を行い、登録の結果をご連絡します。

出典:2023年度版中小企業施策利用ガイドブック

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細は問い合わせ先までご確認ください。

<問い合わせ先>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 ジェグテック運営事務局

TEL.03-5470-1538



課題カテゴリ 事業化・収益拡大

07 IT導入補助金



補助金・助成金

新たに生産性向上に貢献するITツール・ソフトウェアの導入を補助します。

【補助率等】

- ・通常枠 1/2以内(上限450万円、下限5万円)
- ・デジタル化基盤導入類型
 - ITツール(会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト) 3/4・50万円以下
 - ITツール(会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト) 2/3・50万円超350万円以下
 - PC・タブレット補助 1/2・10万円
 - レジ等(ハードウェア) 1/2・20万円
- ・セキュリティ対策推進枠 1/2以内(上限100万円、下限5万円)
- ・複数社連携IT導入類型
 - ITツール(会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト) 3/4以内・50万円以下
 - ITツール(会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト) 2/3以内・50万円超350万円以下
 - PC・タブレット補助 1/2以内・10万円
 - レジ等(ハードウェア) 1/2以内・20万円
 - 消費動向分析経費補助額 2/3以内・50万円×参加事業者数
 - 事務費・専門家費補助額 2/3以内・200万円以下

＜利用条件＞

中小企業、小規模事業者等(飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等)

＜利用ケース(例)＞

売上や業務効率を高めるITツールを導入したい。

＜申請方法＞

①計画策定	②事業者検索	③導入IT決定
補助事業者において事業計画を策定(詳しくは、ページ右下二次元コードからHPを参照)します。	事業エリアをカバーする、又は改善が必要な業務に対応するITツールを取り扱っているIT導入支援事業者をHPで検索します。	IT導入支援事業者と相談しつつ、最も適したITツール等を決定します。
④申請	⑤IT導入	⑥完了報告
IT導入支援事業者のサポートを受け、申請(電子申請)します。	交付決定の通知後に、契約・ITの導入を行います。	支払いまで完了後、完了報告を作成・提出します。

出典：2023年度版中小企業施策利用ガイドブック

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細は問い合わせ先までご確認ください。

＜問い合わせ先＞

- ・サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター TEL.0570-666-376
- ※IP電話等からのお問い合わせは TEL.050-3133-3272 まで
- ・中小企業庁



課題カテゴリ 事業化・収益拡大

08 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金



補助金・助成金

生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。

【補助上限額】750～5,000万円(※)

【補助率】1/2～2/3(※)

※補助上限額・補助率は、従業員数や申請枠によって異なります。詳細は下部の二次元コードよりご確認ください。

＜利用条件＞

以下の要件を満たす事業計画(3～5年)を策定し、実施する中小企業・小規模事業者等

- ①付加価値額を年率3%以上向上
- ②給与支給総額を年率1.5%以上向上
- ③事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上の水準

＜利用ケース(例)＞

試作品・新サービス開発のための設備投資等を支援してほしい。

＜申請方法＞

①申請

公募期間中に補助金申請システムにより申請します。

②審査

外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定します。

③交付決定・成果報告

補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後に成果を報告します。

④補助金交付

事務局による検査後、補助金を交付します。

⑤継続的な成果報告

事業終了後5年間の成果を毎年報告します。

出典：2023年度版中小企業施策利用ガイドブック

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細は問い合わせ先までご確認ください。

＜問い合わせ先＞

- ・ものづくり補助金事務局サポートセンター
TEL.050-8880-4053
- ・中小企業庁



課題カテゴリ 事業化・収益拡大

09 経営力向上計画(中小企業等経営強化法に基づく支援)



評価・認証

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組を支援します。事業者は事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

各種支援措置の例

- ①税制措置：認定計画に基づいて取得した設備について特例措置を受けることができます。
- ②金融支援：政策金融機関の融資や民間金融機関の融資に対する信用保証料等の資金調達に関する支援を受けることができます。
- ③法的支援：業法上の許認可の承継を可能にする等の支援を受けることができます。

＜利用条件＞

中小企業・小規模事業者 等

＜利用ケース(例)＞

自社の経営力を向上させたい。

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細は問い合わせ先までご確認ください。



＜問い合わせ先＞

中小企業庁 事業環境部 企画課 経営力向上計画相談窓口 TEL.03-3501-1957

10 先端設備等導入計画(中小企業等経営強化法に基づく支援)



評価・認証

中小企業が労働生産性を向上させるため策定した先端設備等を導入する計画を認定します。この計画に基づき導入する先端設備等は固定資産税の減免等の措置を受けることができます。

【支援内容】

- ・区の認定を受けた計画に従って取得する先端設備等について、課税される年度から3年間軽減されます。
- ・区の認定を受けた計画に従って先端設備等を取得する際に、民間金融機関から融資を受ける場合、信用保証協会による信用保証について、別枠で追加保証が受けられます。

＜利用条件＞

中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者

＜利用ケース(例)＞

自社の生産性を向上させる設備投資を進めたい。

＜問い合わせ先＞



千代田区地域振興部商工観光課商工振興係
〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館8階
TEL.03-5211-4185 FAX.03-3261-5908
MAIL.shoukoukankou@city.chiyoda.lg.jp



課題カテゴリ 事業化・収益拡大

11 経営革新計画(中小企業等経営強化法に基づく支援)



評価・認証

「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する経営計画書の認定を受けた中小企業を支援します。

【新事業活動】

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用 その他の新たな事業活動

【支援策】

- ①政府系金融機関による低利融資制度
- ②中小企業信用保険法の特例
- ③中小企業投資育成株式会社法の特例
- ④起業支援ファンドからの投資
- ⑤特許関係料金減免制度
- ⑥海外展開事業者への支援制度
- ⑦東京都の関連制度(制度融資、専門家フォローアップ、優秀賞)
- ⑧市場開拓助成事業

<利用条件>

- ①中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者であること
- ②直近1年以上の営業実績があり、この期間に決算を行っていること(税務署に申告済みのこと)
- ③登記上の本社所在地が都内であること。個人事業主の場合は、住民登録が都内であること

<利用ケース(例)>

新商品・新サービス開発で経営向上を図りたい場合

<申請方法>

①書類作成	②申請書提出	③審査	④通知
申請様式を東京都産業労働局のHPからダウンロードの上、作成します。	電話で予約の上、役員の方が申請窓口へ申請書を提出し、申請内容について説明します。	承認・不承認の審査が行われます。	書面にて結果が通知されます。

※申請書類等詳細は、下記の二次元コードよりご確認ください。

※申込受付を終了している場合もありますので、詳細はお問い合わせ先までご確認ください。

<問い合わせ先>

(公財)東京都中小企業振興公社 総務支援部 総合支援課 TEL.03-3251-7881

東京商工会議所 中小企業相談センター TEL.03-3283-7700

東京都商工会連合会 経営革新室 TEL.042-500-3886

東京都産業労働局商工部経営支援課 TEL.03-5320-4795(制度全般)・4784、4791(申請書提出)

